

鈴鹿市公告第 5 0 号

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 2 6 年法律第 7 8 号）第 7 条第 5 項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第 6 項の規定により、その概要を鈴鹿市産業振興部耕地課において公衆の縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 2 9 日

鈴鹿市長 末 松 則 子